

第 6266 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 23日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 転勤費用を会社が負担する場合

Q : 東京支店をオープンしたことから、社員を転勤させます。この場合の費用を会社で負担した場合、どのような取扱いになりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

会社が従業員に転勤を命じ、その転勤のために必要な費用を会社が負担するといったことは一般的によく行われていることですが、こうした転勤に伴い従業員が受ける金品については、その金品がその転任に伴う転居のための旅行に通常必要な支出(引越し費用等)に充てるため支給されるもので、その旅行に通常必要と認められるものについては、所得税法上、非課税として取り扱われています。

なお、この場合の非課税になる金品とは、その旅行に必要な運賃、旅泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路、もしくは期間の長短、宿泊の要否、転勤者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内のものをいうのですが、その範囲内かどうかの判断に当たっては、

- ①その支給額が、その支給される従業員のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- ②その支給額がその支給をする会社と同業種、同規模の他の会社の従業員が一般的に支給される金額に照らして相当として認められるものであるかどうかによって判定されます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

